

枚方寝屋川消防組合 消防経営戦略プラン

平成19年12月

枚方寝屋川消防組合

<目 次>

I 消防経営戦略の必要性	1 P
1 本消防組合を取り巻く環境と厳しい財政状況	
2 これまでの行政改革の取り組み	
3 危機管理の整備に向けた新たな改革の必要性	
II 消防経営戦略の基本方針	7 P
1 消防経営戦略プランの目的と基本方針	
2 消防経営戦略プランの位置付け	
3 計画期間と推進体制	
III 消防経営戦略の推進項目	10 P
1 消防経営の推進に対応した危機管理体制づくり	
2 効率的・効果的な消防行政サービスの推進	
3 次代を担う職員の人材育成	
IV 今後の消防体制と健全な財政基盤の確立	13 P
1 今後の消防体制	
2 職員数定員適正化計画(職員採用計画を含む。)	
3 今後の財政見通し計画	
V 消防行政の今後の課題	23 P
1 消防救急無線のデジタル化・共同化	
2 市町村の消防の広域化	

I 消防経営戦略の必要性

1 本消防組合を取り巻く環境の変化と厳しい財政状況

(1) 都市形態の変化

枚方・寝屋川両市では、高度経済成長期における人口急増に伴い、建物の高層化や大規模化、住宅地区の過密化が進んできました。

また、第二京阪道路などの広域的幹線道路をはじめ都市計画道路や生活道路は、市民生活の根幹をなし、その整備は、生活の利便性が高まる一方、消防活動にも少なからぬ影響を及ぼします。

中でも、本消防組合管内で初めての自動車専用道路となる第二京阪道路は、平成 15 年 3 月に京都・枚方間が部分開通し、現在、大阪方面への全線開通に向け整備が進められており、これまでとは違った事故や災害に対する消防救助体制の整備が必要です。

(2) 災害態様の変化

平成 7 年に発生した阪神淡路大震災をはじめ新潟県中越地震や平成 17 年 4 月の尼崎市での列車転覆事故等、近年、災害は、ますます大規模・複雑化する傾向にあり、また、近い将来に東南海・南海地震の発生も予測されています。

そのため、市民生活の安全と安心の確立は、大変重要な課題です。また、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、本消防組合では、両市をはじめ関係機関との連携、協力の下、国民保護法制に係る体制の確保が求められています。

(3) 予防行政の変化

近年、建物の大規模化や用途の複合化が進み、ハード面、ソフト面に多くの防火管理上の問題を有する建物からの火災が相次いで発生している中で、平成 13 年 9 月に新宿区歌舞伎町で発生した小規模雑居ビル火災を契機として、防火管理体制の一層の充実強化に向け違反処理体制の整備が求められています。

一方、本消防組合では、建物火災における死傷者の内、住宅火災による割合は 8 割を超え、中でも高齢者の占める割合が大きく、また、放火（放火の疑いを含む）が昭和 63 年から連続で出火原因の 1 位となっているため、住宅防火対策と放火防止対策の推進が予防行政における重要課題の一つです。

(4) 救急行政の変化

高齢化の進展、交通事故の増加、疾病構造の変化などにより救急出動件数が年々増加していく中で、平成 3 年に施行された救急救命士法に基づき、市民の救命率の向上を図っていくため、年々救急救命士による医療行為が拡大しています。

また、平成 18 年 1 月に管内に開院した高度救命救急施設をはじめ医師会や医療機関など関係機関とより一層連携を深めるとともに、メディカルコントロール体制をさらに充実させ、市民の期待に応えることができる救急行政を推進していくことが必要です。

(5) 少子高齢社会の進展

我が国の総人口は、出生数の減少に伴い、平成 18 年をピークとして減少傾向に入ると予測されており、世界のどの国も経験したことがない速さで高齢化が進行しています。

国立社会保障・人口問題研究所から公表された「日本の市区町村別将来推計人口の概要」によると、大阪府の人口は、2005 年を基準として 2030 年には約 12.7% 減少するものと推計されています。

そうした中で、枚方・寝屋川両市においては、推計のとおり人口の減少傾向は避けられない状況になるものと思われ、それに伴い、さらなる税収の落ち込みやマンパワーの不足が懸念されるところです。

(6) 厳しい財政状況

右肩上がりの経済成長が終わり、長期にわたる景気の低迷が続いてきた我が国の経済は、企業収益や雇用環境の改善等、回復の傾向にはありますが、依然として先行きが不透明な状況にあります。

こうした状況の下、本消防組合の構成両市の財政状況について、枚方市では、平成 17 年度一般会計決算において、実質収支は 4 年連続の黒字を計上し、7 つの特別会計を合わせた収支総額でも 8 億円の収支改善が実現しましたが、一般会計と特別会計を合わせた決算額は、実質収支(累積の収支額)が約 5 億円の赤字となり、経常収支比率も 91.2%と依然高い水準にあります。

寝屋川市では、税制改正等により市税収入が 8 年ぶりに増収となり、普通会計決算でも 2 年連続の実質収支黒字となりましたが、経常収支比率が未だ 95%を超えており、依然として財政構造は硬直化しています。

さらに、三位一体の改革により、歳入においては、今後とも国庫補助負担金の縮減や地方交付税総額の抑制が見込まれるとともに、少子高齢社会の進展による市税収入の減収など、構成両市の財政状況は、ますます厳しさを増すものと予測されます。

本消防組合では、構成両市の厳しい財政状況に加え、平成 19 年度から始まる団塊世代の職員の大量退職により、今後 10 年以上にわたり平均して毎年 8 億円以上の退職金など歳出の増加が見込まれるため、引き続き財政健全化に向け全力をあげて取り組み、継続的に安定して消防行政サービスを提供できる財政基盤を確立していくことが必要です。

(7) 情報の高度化

情報機器の機能の向上、情報通信技術の飛躍的な発展と相まってライフスタイルは著しい変化を遂げ、市民ニーズは多様化・高度化しています。このような状況の下、地方自治体においても、情報通信技術を活用したサービスの向上や行政運営の効率化に向けた取り組みが求められています。

一方、消防分野においても、平成 23 年度から平成 28 年 5 月末までに消防救急無線のデジタル化が求められています。

2 これまでの行政改革の取り組み

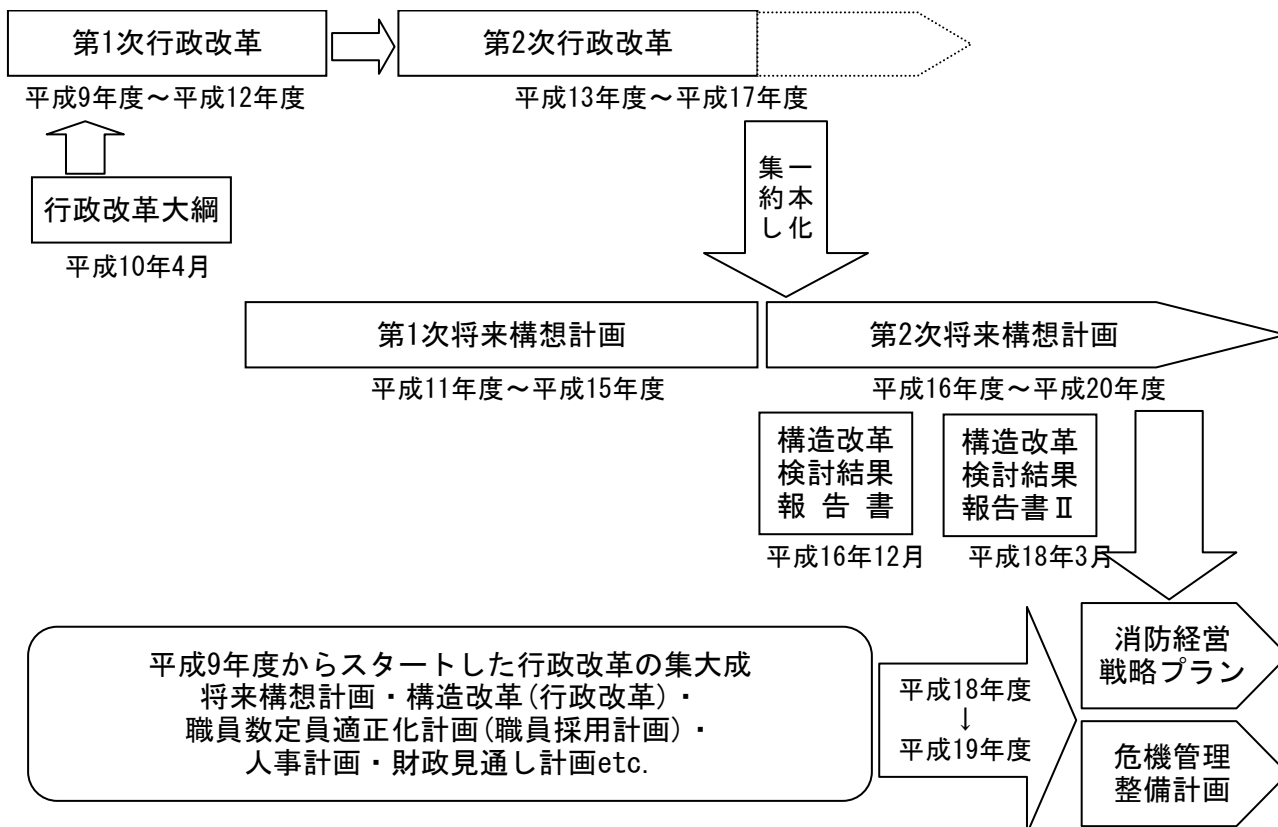
(1) 行政改革の経緯

本消防組合では、構成両市の厳しい財政状況の下、市民の期待に応えながら、消防行政サービスの充実に努めていくため、平成 9 年度から行政改革をスタートさせ、この間、職員数の削減や職員給与の適正化をはじめ組織機構や事務事業の見直しなど様々な改革課題に取り組んできました。

そうした中で、平成 16 年度からスタートした第 2 次将来構想計画では、本消防組合がめざす「まちの姿」を「安全で安心して暮らせるまち」と定め、その実現に向け、4 つの基本目標を示しています。

消防行政の根幹となる「消防体制の再構築」、「救急行政の推進」及び「火災予防体制の整備」の 3 つの基本目標を実現していくために、4 つ目の基本目標に「構造改革の推進」を掲げ、平成 16 年 12 月に「構造改革検討結果報告書」を策定し、平成 17 年度から鋭意構造改革課題に取り組み、また、平成 18 年 3 月には、「構造改革検討結果報告書Ⅱ」を策定しました。

○ これまでの行政改革と今後の予定



(2) 行政改革による成果

平成9年度からスタートした第1次行政改革以降、平成17年度末までに職員数の削減や職員給与の適正化をはじめ各種事務事業の見直しや職員被服費、光熱水費など経常経費の削減に努めてきた効果額は、次のとおりです。

なお、下記の削減効果額は、各年度における削減効果額です。

項目	第1次行政改革期間				第2次行政改革期間			構造改革期間	
	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
削減人員(人)	0	9	8	4	7	6	9	23	21
人員削減効果額(千円)	0	89,954	79,959	39,979	69,762	59,796	89,694	224,871	201,558
職員給与の適正化削減効果額(千円)	0	0	173,810	86,510	17,131	146,863	165,480	73,257	160,084
その他経常経費の削減効果額(千円)	33,301	12,818	58,029	8,230	22,961	156,213	26,704	△ 84,000	△ 41,248
削減効果額合計(千円)	33,301	102,772	311,798	134,719	109,854	362,872	281,878	214,128	320,394
各期間における削減効果額合計(千円)	582,590				754,604			534,522	

また、平成9年度から平成18年度までの職員数の推移表は、次のとおりです。

これまでの行政改革（構造改革）による職員数の推移表

年度 (基準日: 4月1日)	実質消防職員数の推移				退職者数 (人) ※見込み 数を含む	採用者数 (人)	内部努力		消防行政サービスの上 (消防力の整備)		単年度 効果 合計 A+B
	派遣職員を 除く職員数 (人)	増減数 (人)	増減 累計 (人)	H9比 増減率 (%)			内容	効果 A	内容 (予定を含む)	効果 B	
平成9年度	758	-	-	-	9	10	-	-	-	-	-
平成10年度	749	△9	△9	△1.2	8	0	内部管理部門の職員の削減	-	0	△9	△9
平成11年度	741	△8	△17	△2.2	4	0	内部管理部門の職員の削減	-	0	△8	△8
平成12年度	753	12	△5	△0.7	7	16	氷室ポンプ車1台削減による6人減 ・北山(出)の新設に伴う準備9人増	氷室出張所への救急係の配 備9人	3	9	12
平成13年度	746	△7	△12	△1.6	6	0	渚出張所におけるポンプ車と化学 車の乗換運用により6人削減 ・神田出張所配置の救助車の南出張 所への移転配備により15人削減 ・3消防署におけるポンプ車と化学 車の乗換運用により9人削減 ・内部管理部門の職員の削減11人減	北山(出)の新設16人 ・同所への救急係の配備 9人 ・神田(出)への救急係の 配備9人	△41	34	△7
平成14年度	746	0	△12	△1.6	9	6	-	-	-	0	0
平成15年度	737	△9	△21	△2.8	23	0	内部管理部門の職員の削減	内部管理部門の職員の削減	△9	△9	△9
平成16年度	714	△23	△44	△5.8	21	0	内部管理部門の職員14人の削減 ・各本署の交替制勤務の職員9人の 削減	-	-	△23	△23
平成17年度	703	△11	△55	△7.3	17	10	出張所長制度の廃止、指令課員・調 査担当職員の削減、機構改革による 内部管理部門の職員の削減	出張所の充実のため9人 配置 ・地域防災担当6人配置	△26	15	△11
平成18年度	696	△7	△62	△8.2	21	10	氷室出張所の消防ポンプ車と救 急車の乗換運用 ・明和出張所の職員3人の削減 ・内部管理部門の職員数の見直し	川越(出)への救急係の配備 9人	△16	9	△7
小計	-	△62	△62	△8.2	125	42	-	-	△129	67	△62

3 危機管理の整備に向けた新たな改革の必要性

本消防組合では、これまで職員の意識改革をはじめ職員数の削減や職員給与の適正化、組織体制や組織運営の見直し、経常経費の削減など、直面する財源不足の解消を目的に様々な課題に取り組んできました。

しかしながら、今後、少子高齢社会の進展等による税収不足が予測される極めて厳しい財政状況の中で、本消防組合が、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応し、多様化する市民ニーズに適応した施策や事業の選択、予算・人員の適正な配分を行い、質の高い消防行政サービスを提供し続けるためには、従来の改革の内容や対応では、困難な状況を迎えることは明らかです。

また、枚方・寝屋川両市の議会や本消防組合議会では、市民一人あたりの消防費や市民千人あたりの職員数について、構成市と類似する消防本部と消防組合との間での比較が行われ、それぞれ適正化に努める必要性が指摘されています。また、それとともに、組合消防のあり方や組合経費の分担方法などについても議論が行われています。

一方、危機管理面から見た場合、平成 7 年 1 月の阪神淡路大震災以降、平成 15 年 7 月の宮城県北部での震度 6 強の地震や平成 16 年 10 月の震度 7 を記録した新潟県中越地震、平成 19 年 3 月の能登半島での震度 6 強の地震など全国各地で大きな地震が頻発しています。また、本消防組合管内に大きな被害の発生が想定されている、東南海・南海地震の発生が近い将来に高い確率で予測されています。

風水害についても、地球温暖化の影響と思われる異常気象が続く中で、毎年記録的な豪雨が全国各地で発生し、本消防組合管内においても、平成 16 年 10 月には、台風 23 号により市民に避難勧告が出されるなど被害が発生しています。

自然災害以外の危機についても、社会経済情勢の著しい変化や市民ニーズの多様化等に伴い、今まで経験や想定もしなかった事件や事故が発生しています。

平成 7 年 3 月の「地下鉄サリン事件」をはじめ平成 14 年 9 月の米国での同時多発テロや英国やロシアでの爆弾テロ、海外に端を発した SARS・鳥インフルエンザ等はその一例です。また、平成 17 年 4 月の尼崎市での J R 福知山線脱線事故やアスベストによる健康被害などの人為的災害をはじめ平成 17 年 2 月の寝屋川市の小学校での殺傷事件等、危機事象は多岐にわたっています。

こうした状況の下、本消防組合においても、市民の安全・安心の確保に向けた取り組みが求められており、火災や救急、救助事案への対応はもとより、地震や風水

害等や、国民保護法制に係る対応などの、今まで経験したことのない危機の発生に備えていくことが必要です。

厳しい財政状況の下、こうした状況を克服し、危機管理体制を整備、強化していくためには、これまでの発想にとらわれることなく、消防経営という視点に立って、消防行政運営の新たな方向性を切り開いていくことが重要となっています。

そのため、事務事業のゼロベースからの見直し、今後の危機管理に向けた組織機構の再編、給与構造改革、民間の経営資源の活用など徹底した行財政改革を行います。

また、これまで本消防組合が構築してきた消防体制について、市民が受ける消防行政サービスと市民が負担する消防費とのバランス(費用対効果)を検証しながら、枚方市と寝屋川市における消防力の再編にも取り組みます。

Ⅱ 消防経営戦略の基本方針

1 消防経営戦略プランの目的と基本方針

(1) 消防経営戦略プランの目的

都市形態や災害態様の変化、少子高齢社会の進展、情報の高度化、消防の広域化など著しい消防情勢の変化に的確に対応しながら、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していくことは、本消防組合の基本目標であり、使命です。

本消防組合では、自治体消防の発足以来、消防、救急、救助等の消防体制の構築に努めてきましたが、災害に強い活動拠点や消防本部と指令センターとの問題など整備しなければならない課題は、今なお山積しています。

消防の使命を着実に達成していくためには、危機の発生時には迅速かつ適切に対応し、被害の抑止・軽減を図り、市民の負託に応えられる、さらなる危機管理体制の構築が必要であり、「危機管理整備計画」の早期の策定が求められています。

そうした中で、消防経営戦略プランは、厳しい財政状況を克服し、本消防組合の指針である第2次将来構想計画を実現していくために、経営戦略を展開し、新しい時代にふさわしい自律した行財政システムをうみ出していくことを目的としており、危機管理整備計画と表裏一体の関係です。

また、同プランでは、枚方・寝屋川両市域における今後の消防力(施設・車両・人)のあり方や最低限確保しなければならない消防力を示しながら、本消防組合の

めざすべき将来像を明らかにしていくことも目的としています。

「経営戦略」とは？

「経営」とは、地域や組織が有する資源(人・物・金・情報)を社会経済環境の変化に適応させながら、効率的に活用し、期待する目的を達成していく過程、活動を意味します。

「経営戦略」とは、行政を「管理」、「運営」という従来の考え方から転換し、自律した自治体として行政を「経営」する視点に立ち、行財政のシステムの効率化を進めるものであり、本消防組合においては、「第2次将来構想計画でめざす基本目標や基本計画」や「今後策定する危機管理整備計画」と「財政状況などの厳しい現実」との差を埋め合わせていくための行動指針(戦略)です。

(2) 消防経営戦略プランの基本方針

以上のような考え方にに基づき、本消防組合における消防行政経営の基本理念を次のとおり定め、これに基づいた基本方針を設定します。

【基本理念】

市民とともに限られた経営資源を最大限活用し
市民生活の安全と安心の確保をめざします。

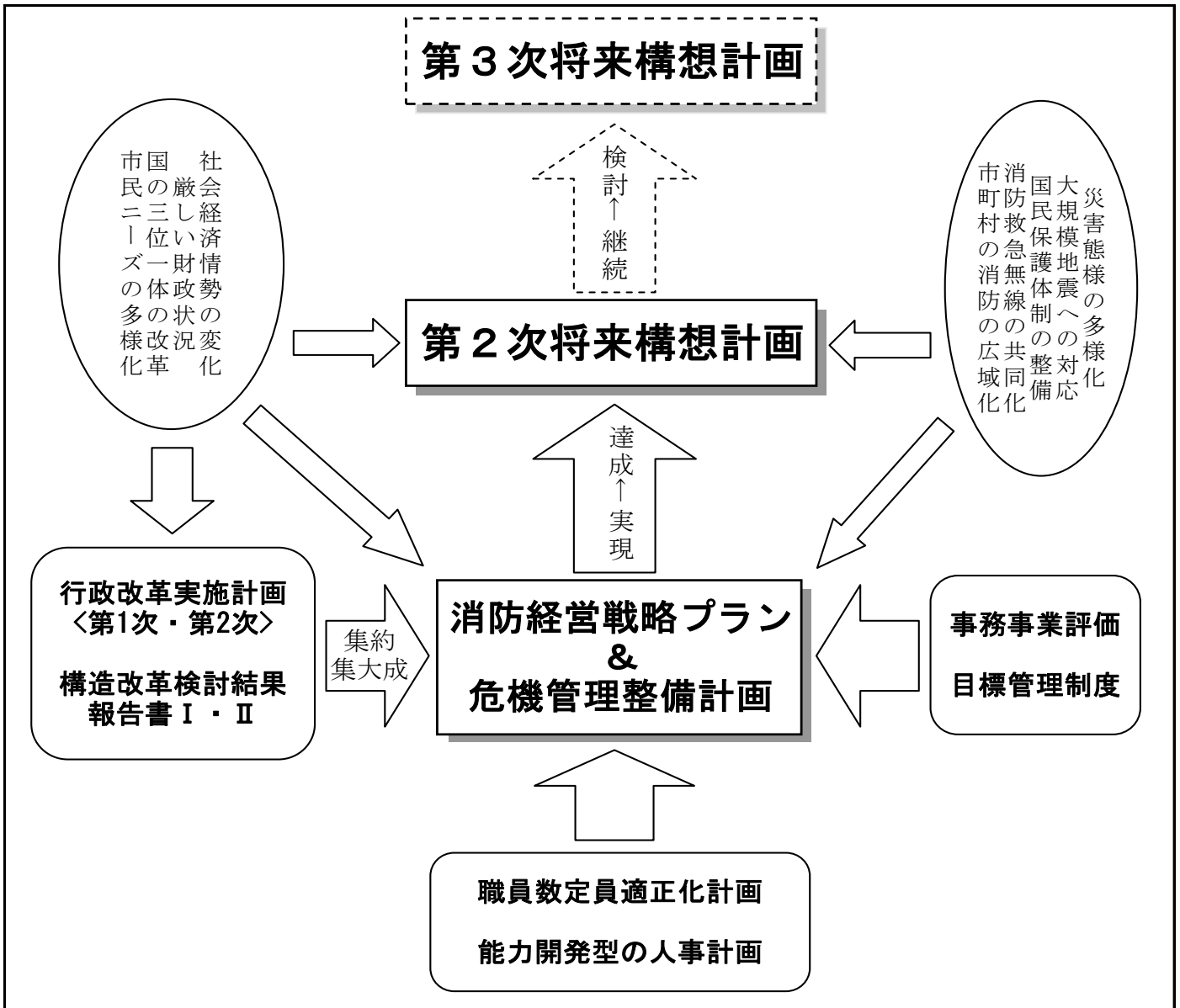
【基本方針】

- 1 消防経営の推進に対応した危機管理体制づくり
- 2 効率的・効果的な消防行政サービスの推進
- 3 次代を担う職員の人材育成

2 消防経営戦略プランの位置付け

平成 16 年度からスタートした第 2 次将来構想計画をはじめこれまで策定してきた様々な計画と本プランとの位置付けを図に示したものは、次のとおりです。

各計画との消防経営戦略プランの位置付け



3 計画期間と推進体制

本プランの計画期間は、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 カ年とします。

また、消防次長を本部長とする「枚方寝屋川消防組合消防経営改革推進本部」において、毎年度、進行管理を行い、本プランに掲げた課題の全てを点検した上で、必要があれば是正等の措置を講じます。

具体的な改革にあたっては、現在設置している作業部会をはじめ各関係課が中心となって行い、全庁をあげて改革を推進します。

Ⅲ 消防経営戦略の推進項目

消防経営戦略プランの基本方針に基づき取り組む「消防経営戦略の推進項目」の取組内容、計画期間、改革効果額は、次のとおりです。

1 消防行政経営の推進に対応した危機管理体制づくり

基本方針	推進項目	取組内容	消防経営戦略計画期間					改革効果額 (千円)
			H19	H20	H21	H22	H23	
消防行政経営の推進に対応した危機管理体制づくり	消防組合における危機管理体制の強化と機構の再編	情報伝達や情報統制のあり方について、情報管理部局である情報管理室を中心に消防本部の管理部門と消防署の実動部隊部門を明確にしながら、今後の危機管理の強化に向けた機構の再編を行います。	検討一部実施	検討	実施予定	→	→	—
		消防救急無線のデジタル化・共同化や市町村の消防の広域化をはじめ国民保護体制や査察違反処理体制の構築など新たな消防行政課題に対応できる組織づくりを行います。	検討一部実施	検討	実施予定	→	→	—
	構成市との危機管理体制の強化	多岐にわたる危機事象に対応していくため、構成両市の危機管理部局との危機管理体制の強化に向けた整備を行います。特に、危機発生時の初動体制の確立に向け、情報連絡手段・体制について再構築を行い、整備します。	検討	→	実施予定	→	→	—
	消防活動拠点の整備と情報通信体制の強化	平成18年3月に策定した消防庁舎耐震化促進計画に従い、消防庁舎の耐震化を計画的に進めます。	補強工事実施	→	→	→	完了予定	442,714
		中宮出張所の耐震化については、建築年数と平屋建てなどの理由により除外していることから、現況に応じた機動性・機能性等を再検証した上での建て替え計画の再考が必要です。	検討	→	計画策定	→	→	—
	警防体制の点検と強化	大規模災害発生時の危機管理体制と指揮命令体制の一層の強化に向け、指令機能を有する消防本部新庁舎の建て替え計画を策定します。なお、新庁舎の建て替え計画については、次の点を考慮します。 ①消防救急無線のデジタル化・広域化や市町村の消防の広域再編など消防行政の今後のあり方を勘案します。 ②署所の統合による適正な配置を視野に入れます。	検討基本計画策定	→	基本設計策定	→	実施設計策定	未定
		「日本の市区町村別将来推計人口の概要」による大阪府の人口減少率を本消防組合に換算して推計すると、構成両市の人口は、2030年には約57万人になる見込みの中で、現在の消防部隊運用や災害活動基準をはじめ指揮隊や救助隊のあり方など時代に即した警防体制への見直しを行います。	検討	→	→	→	→	—
		消防車両や資機材などの仕様をはじめ警防業務全般にわたり再点検を行い、必要に応じて見直します。	検討	→	→	→	→	—

基本方針	推進項目	取組内容	消防経営戦略計画期間					改革効果額 (千円)
			H19	H20	H21	H22	H23	
消防行政経営の推進に対応した危機管理体制づくり	消防体制の再構築	部隊活動の統一化をめざした災害種別ごとの警防活動基準や消防隊が実施する広範な消防業務の基準を整備します。	検討	→	完了予定	→	→	
		震災対応マニュアルの見直し、災害発生時の初動体制の再構築や情報収集・伝達体制の強化など総合的な震災対策に向け整備します。	検討	→	完了予定	→	→	
		構成両市とともに協議しながら、耐震性防火水槽等を整備し、水利の多元化を図ります。	検討	→	推進	→	→	
		建物倒壊や家具転倒等の防止対策について、構成両市と連携を図りながら推進します。	検討	→	推進	→	→	
		他の都道府県や市町村からの消防広域応援の受援体制を整備します。	検討	実施予定	→	→	→	
		特殊災害への対応を進めながら、構成両市をはじめ関係機関との連携の下、国民保護法制に係る体制を確保します。	検討	→	実施予定	→	→	
		第2京阪道路の全線開通に伴う自動車専用道路上における消防救助体制について整備します。	検討	→	→	実施予定	→	
	救急体制の点検と強化	救急高度化整備計画に従い、応急手当の普及活動の促進や救急車適正利用の推進、ドクターカーシステム等の検討など救急体制の強化や救急高度化に向けた取り組みを進めます。	検討	→	→	→	完了予定	—
		救急業務全般にわたり再点検を行い、必要に応じて見直しを行います。	検討	→	→	→	完了予定	—
	予防行政の改革	住宅用火災警報器の設置を促進します。	継続	→	→	→	→	2,203
		査察・違反処理体制を強化します。	検討	→	完了予定	→	→	
		予防改革検討結果報告書に従い、予防事務のすべてを点検し、必要に応じて様々な対策を講じながら、予防行政を適正に執行します。	検討	→	完了予定	→	→	
	市民との協働連携の強化	自主防災組織の訓練指導や地域防災リーダーの育成について、構成両市とともに取り組みながら、市民との協働、連携を強化します。	検討	→	完了予定	→	→	—
		両市消防団との連携方法について再検討を行うとともに、危機管理の強化に向け、情報連絡体制を整備します。	検討	→	完了予定	→	→	—
	経営マネジメント機能の強化	限られた経営資源の効果的・効率的な活用を図ることができるよう、事務事業評価や目標管理制度をはじめとする経営マネジメント機能を強化します。	継続	→	→	→	→	—
包括予算制度の導入	各部署の改革意欲を一層促進し、さらなる創意と工夫をこらしながら、より効率的・効果的な予算執行に向け、今後、各所属単位に予算枠を設定し、配分していく包括予算制度の導入を検討します。	継続	→	→	→	→	—	

2 効率的・効果的な消防行政サービスの推進

基本方針	推進項目	取組内容	消防経営戦略計画期間					改革効果額 (千円)
			H19	H20	H21	H22	H23	
効率的・効果的な消防行政サービスの推進	消防力の見直しと再編	消防力のあり方検討結果報告書(別添資料編)で示された様々な数値は、現状の枚方・寝屋川両市域を守るため必要な消防力であると位置付けます。	実施	→	→	→	→	—
		両市民が負担する標準的、平均的な消防費に適した消防行政サービスを提供していくため、同報告書の各課題に従い、両市域における消防力を抜本的に見直し、再編を図ります。	一部実施	一部実施	完了予定	→	→	△ 1,080,628
	消防事務の見直しとアウトソーシング	市民の価値観やライフスタイルの変化などに合った施策の実現や市民が求めるサービスの提供をめざして、消防事務のすべての事務事業の徹底した見直しを行います。	実施	→	→	→	→	—
		消防事務委託検討結果報告書(別添資料編)に従い、総務部門の消防事務の抜本的な改善(BPR)を行い、民間活力を積極的に活用し、消防事務のアウトソーシングを計画的に進めます。	実施	→	→	→	→	△ 222,686
	職員数定員適正化計画の策定	本経営戦略プランで示す改革課題と整合を図りながら、職員数定員適正化計画を策定します。	策定	→	完了予定	→	→	
		再任用職員等の活用を図りながら、職員採用計画を策定します。	策定	→	完了予定	→	→	
		構成市との人事交流について見直しを行い、消防吏員による執行体制を確立します。	実施	→	完了予定	→	→	△ 139,590
	職員給与の適正化と経常経費の削減	給与構造改革を通じて、職務・職責に応じた俸給構造への転換を図ります。	継続	→	→	→	→	△ 149,986
		勤務実績を的確に反映した昇給制度の整備を進め、情勢に応じた職員給与の適正化をめざします。	継続	→	→	→	→	—
		再任用職員をはじめとする多様な雇用形態を取り入れながら、人件費をはじめとする経常経費の歳出の削減を行い、安定した消防行政運営をめざします。	継続	→	→	→	→	—

3 次代を担う職員の人材育成

基本方針	推進項目	取組内容	消防経営戦略計画期間					改革効果額 (千円)
			H19	H20	H21	H22	H23	
次代を担う職員の人材育成	人事計画に沿った人材育成	職員一人ひとりが意識改革を図り、各人に与えられた消防使命を達成するための様々な能力・知識・技術などを最大限に発揮できる組織運営をめざします。	継続	→	→	→	→	—
		「能力開発型の人事計画」で示されている課題を実現し、これからの消防を支える職員の人材育成と組織の活性化を図るため、職員の意欲や能力を最大限に引き出して、その業績をより公正に評価し、頑張った職員が報われる能力・実績重視の人事・給与制度の確立をめざします。	継続	→	→	→	→	—
	危機管理の強化のための職員の能力開発	人事計画で示されている「めざすべき消防職員像」や「求められる能力・知識」を有する職員を育成し、危機管理体制を強化します。	継続	→	→	→	→	—
		人事計画に従い、一人でも多くの職員が警防・救急・予防・救助などの幅広い業務経験を可能とするジョブローテーションに配慮しながら、組織一丸となって職員一人ひとりの能力開発に積極的に取り組みます。	継続	→	→	→	→	—
	再任用職員の活用	職員の大量退職に伴い、次代を担う職員の知識や技術の不足や低下を招かないように、再任用職員の積極的活用を行います。	一部実施	実施予定	→	→	→	488,274
		交替制勤務職員が全体の約8割近くを占める中で、これまで毎日勤務を経験したことがない再任用職員が対応することが可能な事務を集中させ、効率的に事務を行う勤務部門の確保に向け、体制を整備します。	検討	→	実施予定	→	→	—
消防経営戦略プランにおける効果額合計(千円)							△ 659,699	

IV 今後の消防体制と健全な財政基盤の確立

1 今後の消防体制

本プランに掲げる経営戦略課題のうち、「消防力の見直しと再編」、「消防事務の見直しとアウトソーシング」及び「予防行政の改革」等の諸課題に取り組んだ後の本消防組合の消防体制については、次の表のとおりとなります。

なお、消防力の見直しと再編にあたっては、人口・面積・都市形態・災害態様等が類似する全国の37消防本部の平均値と消防庁告示の「消防力の整備指針」を参考にした上で、枚方・寝屋川両市域の今後の危機管理体制の再構築を視野に入れながら、本消防組合が最低限確保しなければならない消防力の数値を示したものです。

本消防組合では、今後の消防体制を確保していくため、毎日勤務部門については、事務委託をはじめ再任用職員など多様な雇用形態を活用しながら、引き続き職員数の適正化に努めます。

また、交替制勤務部門については、一部事務組合として広域化のメリットを活かしながら、枚方・寝屋川両市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりをめざした最低限必要な消防体制の維持に努めます。

今後の消防体制<消防力>

項 目	H18. 4. 1現在		今後の消防力		人口・都市形態・災害態様等が類似する全国37消防本部の平均値		
	施設数 車両数	人員数 (人)	施設数 車両数	人員数 (人)	施設数 車両数	人員数 (人)	
署 所 数 ※1	19署所	—	19署所 又は 17署所	—	16署所	—	
枚方・寝屋川両市域の消防体制	消防ポンプ(タンク)車	20台	519	17台	501	22台	485
	はしご自動車車	5台		4台		5台	
	化学消防車(兼務運用) ※2	4台		3台		3台	
	指揮車	4台		4台		4台	
	救急自動車 ※3	13台		14台		13台	
	救助工作車	4台		4台		4台	
	非常用消防ポンプ自動車	6台	—	6台	—	5台	—
	非常用救急自動車	6台	—	6台	—	4台	—
	特殊車等その他車両 ※地域の実情に応じて配置	46台	—	46台	—	48台	—
	指令担当	—	27	—	27	—	28
	調査担当	—	15	—	15	—	7
交替制勤務職員合計		561	—	543	—	520	
毎日勤務職員 ※4 <新規採用職員は除く>		133	—	117	—	133	
合 計	108台	694	104台	660	108台	653	

※1 出張所を廃止した場合と機能の見直しを行った場合により署所数は異なります。

※2 化学車については、平成13年度から消防ポンプ車との乗換運用を実施しています。

※3 氷室出張所では、平成18年4月から消防ポンプ車と救急車の兼務運用を実施しています。

※4 再任用短時間勤務職員をはじめとする多様な雇用形態の活用による数値であり、再任用短時間勤務職員数の定員については、別途管理します。

2 職員数定員適正化計画(職員採用計画を含む。)

(1) 職員数定員適正化計画

本消防組合では、平成 16 年 12 月に策定した第 2 次将来構想計画構造改革検討結果報告書に基づき、最少の職員数で最大の効果をめざすことを目的に、職員数の適正化に向け、今後の本消防組合の定員管理の基本的な指針として、平成 17 年 4 月に職員数定員適正化計画を策定しました。

職員数定員適正化計画では、平成 16 年 4 月に策定した第 2 次将来構想計画で掲げる平成 20 年 4 月の目標職員数 697 人以内をめざした適正化計画となっています。

また、職員の高齢化の進展や平成 19 年度からの団塊世代の職員の大量退職等へ対応していくために、職員数の削減と合わせて、計画的な職員採用も必要です。

そのため、職員数定員適正化計画で定める職員採用計画では、平成 16 年度(平成 17 年度採用)から平成 19 年度(平成 20 年度採用)まで毎年 10 人の職員を採用していく計画となっています。

(2) 現状と課題

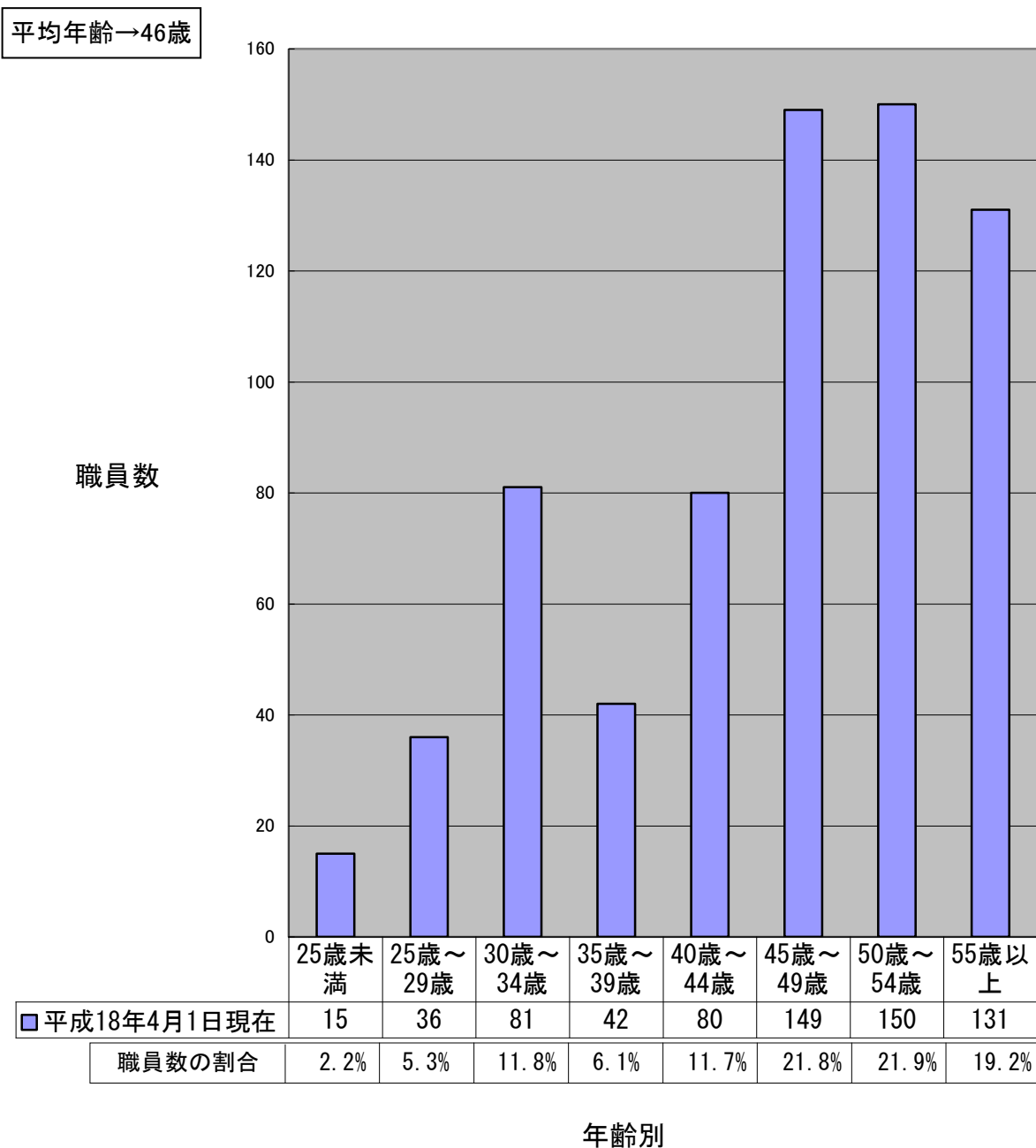
本消防組合では、平成 20 年 4 月の目標職員数を 697 人以内と定め、様々な改革課題に取り組んでいる中で、職員の退職手当や大阪府市町村職員互助会の制度の見直し等により、当初の予測を上回るペースで職員が退職し、平成 18 年 4 月の段階で職員数が 704 人となり、目標である平成 20 年 4 月の前に目標職員数に達する見込みとなりました。

また、平成 19 年度から始まる団塊世代の職員の大量退職に加えて給与構造改革の実施や職員のさらなる高齢化により、さらに職員の退職が加速することが予測されたことから、職員数定員適正化計画(職員採用計画を含む。)を見直し、第 2 次の計画を策定していくことが必要となり、平成 18 年 6 月に第 2 次職員数定員適正化計画骨子を策定しています。

なお、計画の策定にあたっては、次の事項を課題としています。

- ① 消防職員の大量退職
- ② 消防職員の年齢構成の適正化(図 1 参照)
- ③ 再任用職員等の多様な雇用形態の活用

年齢別職員数の構成



(3) 消防経営戦略プランと今後の消防力(人員)

消防機関の場合、災害現場活動に従事する交替制勤務職員が全体の約80%以上を占めている中で、消防署所や消防車両の配置数に職員数が比例していることから、目標職員数に対する考え方を第2次職員数定員適正化計画骨子において見直されており、この度の消防経営戦略プランを策定するにあたり、目標職員数については、第2次職員数定員適正化計画骨子の考え方を継承し、「今後の消防力に必要な職員数」とします。

そうした中で、今後の消防力(職員数)については、消防経営戦略プランに掲げる各課題に取り組んだ後の「今後の消防体制」で示す 660 人と定め、目標達成日は平成 20 年 10 月 1 日とします。

なお、消防力の見直しと再編に向け計画的に各課題に取り組んだ場合の消防力(職員数)の推移表は、次の表 1 のとおりです。

消防力(職員数)推移表<H19年度~H21年度>

表 1

項目	H18.4	H19.4	H19.10	H20.4	H20.10	H21.4
消防力(人)	694	676	668	663	660	660
H18比累計(人)	—	△ 18	△ 26	△ 31	△ 34	—
H18比累計(%)	—	△ 2.6	△ 3.7	△ 4.5	△ 4.9	—

※ 上記の各年月は1日付けです。

(4) 職員採用計画

本消防組合では、平成 20 年 10 月の消防力を(職員数)を 660 人と定める中で、表 1 の消防力の推移表と整合を図りながら、第 2 次職員数定員適正化計画骨子に基づき、次頁の表 2 のとおり平成 19 年度から平成 20 年度まで毎年 20 人の新規職員を計画的に採用します。

また、表 1 で示す最低限必要とされる毎年度の消防力を確保していくために、計画的に再任用職員を採用します。

本プランの計画期間が、平成 23 年度までとなっていることから、平成 21 年度以降の新規職員を採用しないと仮定した場合には、平成 20 年度以降の普通退職者を 0 人とした、次頁の表 3 から職員不足数については、計画期間終了後の平成 24 年 4 月には 100 人を超える見込みです。

計画期間中の必要な消防力(職員数 660 人)を確保するため、職員数の推移を十分に勘案して、平成 21 年度から平成 23 年度までの職員採用計画を策定します。

職員採用計画の策定にあたっての基本的な考え方は、次のとおりです。

- ① 後年度の年齢構成の平準化に配慮した新規職員の採用者数とします。
- ② 団塊世代の職員の大量退職と若手職員の人材育成のため、再任用職員の活用等、多様な雇用形態を取り入れながら、職員数の抑制に努めます。
- ③ 消防吏員の場合、新規採用職員は、6 ヶ月間にわたる消防学校入校が義務付け

られており、半年前の採用が必要であるため、本消防組合では、財政的な対策として退職半期制と採用2期制(4月採用と10月採用)とします。

また、平成19年度から本格的にスタートする再任用職員をはじめ多様な雇用形態の活用も必要です。

職員採用計画<H19年度~H20年度>

表2

項目	H18.4	H19.4	H19.10	H20.4	H20.10	H21.4	合計
職員実員数 ※1	704	686	678	673	669	666	
定年退職者数 ※2	11	12	15	14	13	13	78
普通退職者見込数 ※3	17	6	0	0	0	0	23
退職者見込総数	28	18	15	14	13	13	101
新規職員採用 予定者数 ※4	10	10	10	10	10	-	50

※1 職員実員数について、新規採用者数を含んでいますが、新規採用職員は府立消防学校での半年間の初任教育が必須のため、消防力としてカウントできません。そのため、表1で示す消防力(職員数)を確保するために、可能な限り再任用職員を活用します。

※2 定年退職者数について、4月表示は当該年の9月末退職を、10月表示は翌年3月末退職をそれぞれ示しています。なお、平成18年4月については、平成19年3月末退職者数です。

※3 普通退職者見込数については、実績値です。平成19年10月表示以降は普通退職者の予測数を見込んでいません。また、平成18年4月の欄には、事務委託の実施に伴う構成市からの派遣職員の整理数を含みます。(H19.3末)

表3

項目	H20.10	H21.4	H21.10	H22.4	H22.10	H23.4	H23.10	H24.4
必要消防力 A	660	660	660	660	660	660	660	660
消防力 B	659	656	643	630	618	593	583	560
定年退職者数	13	13	13	12	25	10	23	-
普通退職者見込数	0	0	0	0	0	0	0	-
退職者見込総数	13	13	13	12	25	10	23	-
職員不足数 (B-A)	△ 1	△ 4	△ 17	△ 30	△ 42	△ 67	△ 77	△ 100

※ 平成21年4月表示は平成20年10月採用の10名が消防学校から帰庁し、新たに消防力に加わるため、退職者13名に対し減員は3名になります。

(5) 職員数定員適正化における今後の課題

今後の消防力(職員数)として定める660人と条例定数(772人以内)との整合が必要です。

また、新規採用職員については、予算上の定数と位置付けられていますが、6ヶ月間の消防学校への入校が義務付けられているため、その期間中は本消防組合の消防力(職員数)の戦力外となり、消防学校入校期間中の定数に対する考え方の整理が必要です。

そのため、この点についても本消防組合の消防職員定数条例のあり方について、今後、検証と検討が必要です。

3 今後の財政見通し計画

本プランに掲げる経営戦略課題を実現しながら、効率的・効果的な財政運営に努めていくためには、財政収支の見通しを示すことが必要です。

そのため、健全な財政運営を推進するための指標となる、平成19年度から平成23年度までの財政収支計画として「歳出計画」[表4](#)及び「歳入計画(構成両市負担金等の推移表)」[表5](#)を次のとおり策定します。

(1) 策定の目的

財政収支の見通しを示すことにより、現在及び将来における課題等を把握するとともに、今後の予算編成及び効率的、効果的な財政運営に努めます。

(2) 策定にあたっての基本的な考え方

- ① これまでの構造改革課題及び本プランに掲げる課題の実現を基本に策定します。
- ② 平成18年度は決算見込額、平成19年度は当初予算額を基本に今後補正を見込み、過去5カ年の増減率等を基本に推計しています。
- ③ 本消防組合の総予算の80%以上を占める職員等の人件費については、給与構造改革、定年半期制及び団塊世代の職員の大量退職に伴う平均給与額の減少などの効果を反映しています。
- ④ 各事業の執行にあたっては、国庫補助金、地方交付税措置及び地方債の活用などあらゆる財源の確保に努めます。

(3) 歳出の内容

① 人件費

職員数定員適正化計画を基本に平成 19 年度当初予算額における平均人件費を基に推計しています。平成 21 年度以降の人件費については、消防力(職員数)を 660 人として再任用職員などの多様な雇用形態を活用し、推計しています。

また、新規採用職員の人件費、定年退職半期制及び団塊世代の職員の大量退職に伴う平均給与額の減少などの効果を反映し、推計しています。

なお、退職手当には、毎年 10 人の普通退職者(見込)による退職金を含んでいます。

② 物件費及び維持補修費

平成 19 年度の予算額を基本に過去 5 カ年間の増減率等を基本に推計しています。

③ 補助費等

構成両市からの派遣職員の計画的削減を基本に推計しています。

④ 公債費

平成 18 年度の元利償還金を基本に、各年度の新規発行債に係る元利償還金を加算し推計しています。なお、新規発行債の償還利率は 3% で設定しています。

⑤ 投資的経費

年度間の増減はあるものの、消防庁舎耐震化促進計画及び車両更新計画等の計画期間内の事業費総額を考慮し、推計しています。

⑥ 予備費

毎年 2 百万円に固定し、推計しています。

(4) 歳入の内容(構成両市の負担金等の推移)

① 特別経費における公債費

構成両市の特別経費における公債費については、平成 18 年度借り入れ状況に基づき、それぞれ算出したものです。

② 負担金按分比率

構成両市負担金按分比率については、両市の人口増減等を勘案しながら、過去 5 カ年の平均値から算出(枚方市 0.1474% 増、寝屋川市 0.1474% 減)し、推移予測したものです。

枚方寝屋川消防組合歳出計画<H19年度～H23年度>

表 4

(単位：千円)

項 目	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			
	平成18年度 決算見込額	対前年度		見込額	対前年度		見込額	対前年度		見込額	対前年度		見込額	対前年度		
		見込額	増減額		比率 (%)	見込額		増減額	比率 (%)		見込額	増減額		比率 (%)	見込額	増減額
人件費小計	6,931,253	7,159,255	228,002	3.3	6,844,120	△ 315,135	△ 4.4	6,549,557	△ 294,563	△ 4.3	6,777,284	227,727	3.5	6,407,052	△ 370,232	△ 5.5
一般職 給与等	6,358,651	6,154,143	△ 204,508	△ 3.2	5,838,997	△ 315,146	△ 5.1	5,598,534	△ 240,463	△ 4.1	5,528,711	△ 69,823	△ 1.2	5,266,679	△ 262,032	△ 4.7
退職手当	563,089	994,199	431,110	76.6	994,210	11	0.001	940,110	△ 54,100	△ 5.4	1,237,660	297,550	31.7	1,129,460	△ 108,200	△ 8.7
報酬等	9,513	10,913	1,400	14.7	10,913	0	—	10,913	0	—	10,913	0	—	10,913	0	—
物件費	528,215	582,536	54,321	10.3	495,612	△ 86,924	△ 14.9	486,196	△ 9,416	△ 1.9	476,959	△ 9,237	△ 1.9	467,897	△ 9,062	△ 1.9
維持補修費	12,820	11,454	△ 1,366	△ 10.7	10,835	△ 619	△ 5.4	10,250	△ 585	△ 5.4	9,697	△ 553	△ 5.4	9,174	△ 523	△ 5.4
補助費等	135,167	121,951	△ 13,216	△ 9.8	90,873	△ 31,078	△ 25.5	90,873	0	—	69,309	△ 21,564	△ 23.7	69,309	0	—
公債費	253,117	273,974	20,857	8.2	290,686	16,712	6.1	308,418	17,732	6.1	327,231	18,813	6.1	347,192	19,961	6.1
投資的経費	221,860	345,442	123,582	55.7	438,463	93,021	26.9	281,757	△ 156,706	△ 35.7	246,796	△ 34,961	△ 12.4	227,000	△ 19,796	△ 8.0
予備費	2,000	2,000	0	—	2,000	0	—	2,000	0	—	2,000	0	—	2,000	0	—
歳出合計	8,084,432	8,496,612	412,180	5.1	8,172,589	△ 324,023	△ 3.8	7,729,051	△ 443,538	△ 5.4	7,909,276	180,225	2.3	7,529,624	△ 379,652	△ 4.8

※ 上記の歳出計画については、経営戦略プランに掲げる改革課題等の関係上、修正、変更となる場合があります。

枚方寝屋川消防組合歳入計画（構成両市負担金等の推移表）＜H19年度～H23年度＞

表 5

(単位：千円)

項 目	平成18年度 決算見込額	平成19年度 見込額	平成20年度 見込額	平成21年度 見込額	平成22年度 見込額	平成23年度 見込額
経常経費 (A)	7,417,478	7,821,600	7,540,203	7,101,851	7,327,662	6,964,755
特別経費 ※1 (B)	222,091	222,912	186,461	183,468	153,484	143,631
負担金按分比率 (C)	59.4529%	59.6143%	59.7617%	59.9091%	60.0565%	60.2039%
経常経費負担金 (A×C)	4,409,357	4,662,792	4,506,153	4,254,655	4,400,737	4,193,054
枚方市負担金合計 (A×C+B)	4,631,448	4,885,704	4,692,614	4,438,123	4,554,221	4,336,685
特別経費 (D)	118,827	126,002	119,858	117,665	102,063	95,171
負担金按分比率 (E)	40.5471%	40.3857%	40.2383%	40.0909%	39.9435%	39.7961%
経常経費負担金 (A×E)	3,008,121	3,158,808	3,034,050	2,847,196	2,926,925	2,771,701
寝屋川市負担金合計 (A×E+D)	3,126,948	3,284,810	3,153,908	2,964,861	3,028,988	2,866,872
負担金総額	7,758,396	8,170,514	7,846,522	7,402,984	7,583,209	7,203,557
負担金以外（使用料及び手数料・組合債等）	326,036	326,098	326,067	326,067	326,067	326,067
歳入合計	8,084,432	8,496,612	8,172,589	7,729,051	7,909,276	7,529,624

負担金内訳

※1 枚方市特別経費については、本消防組合から枚方市へ派遣している職員の人件費を含んでいません。
 ※2 平成18年度決算見込額における枚方・寝屋川両市の経常経費負担金については、繰越金の精算分が含まれているため、負担金按分比率と同じになっていません。なお、平成19年度以降の枚方・寝屋川両市の経常経費負担金の見込額については、負担金按分比率により算定しています。
 ※3 上記の歳入計画については、経営戦略プランに掲げる改革課題等の関係上、修正、変更となる場合があります。

V 消防行政の今後の課題

1 消防救急無線のデジタル化

全国の消防本部では、平成 15 年 10 月の電波法関係審査基準の改正に伴い、消防救急無線について、平成 23 年度から平成 28 年 5 月までの間に現行のアナログからデジタル化への移行が求められています。

各消防本部が消防救急無線のデジタル化を単独で整備した場合、多額の経費がかかることから経費の節減を図るとともに、消防の広域的活動を推進し、住民サービスを向上していくこと等を目的に平成 17 年 7 月に総務省消防庁から「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進」が示されました。

そのため、各都道府県では、平成 18 年度から整備計画を検討、策定していく運びとなり、現在、大阪府では、各市町村及び消防本部との協議の下、両業務に係る整備計画の検討、策定が行われているところです。

2 市町村の消防の広域化

災害の複雑化・大規模化や市民ニーズの多様化等により消防を取り巻く環境が著しく変化していく中、今後確実に到来する人口減少時代に的確に対応できる消防本部の構築が求められています。

こうした課題に対応していくため、従前から消防の広域化が進められており、市町村合併の進展等により全国で消防本部数が最大であった平成 3 年の 936 本部から平成 18 年には 807 本部となっていますが、管轄人口 10 万未満の小規模消防本部は、未だ消防本部数全体の 60%以上を占めるなど、市町村合併以外による広域化は進展していない状況です。

こうした中で、小規模消防本部を解消し、消防力の強化による消防行政サービスを向上させるとともに、消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化を図っていくため、平成 18 年 6 月 14 日付けで消防組織法が改正され、市町村消防の原則に立ちながら、国や都道府県の補完的な役割の下、市町村の消防の広域化が進められています。

消防の広域化の推進にあたっては、平成 19 年度中に大阪府が推進計画を策定し、平成 24 年度を目処に広域化の実現が求められています。

今後、本消防組合では、消防の広域化に適切に対応していくため、消防経営戦略プランと危機管理整備計画に掲げる各課題に取り組んでいくことが必要です。

3 消防経営戦略プランの進行管理と見直し

本プランの進行管理は、計画期間と推進体制で示すとおり「枚方寝屋川消防組合消防経営改革推進本部」において計画期間中、毎年度、行います。

その中で、併せて新たな危機管理への対応等や構造改革の必要性についての検討を随時行い、さらに次期将来構想計画においては、構成両市からの委員、幹事を含めた委員会、幹事会を設置し、「消防力の見直し（勤務、消防体制等）」についても協議、検討するものとします。

(参考資料)

消防経営改革推進本部の構成委員及び会議開催日は、次のとおりです。

消防経営改革推進本部の構成委員

消防経営改革推進本部 ※同推進本部設置規程第3条		消防経営改革推進本部部会 ※同推進本部設置規程第7条			
		構 成	消防力のあり方 検討部会	消防事務委託 検討部会	予防改革 検討部会
構 成	役職・氏名		役職・氏名	役職・氏名	役職・氏名
本部長	消防次長 永田 登	部会長	総務部次長 松下 照夫	総務部次長 雲川 徹	警防部次長 三田 悟
副本部長	総務部長 折田 正信	副部会長	総務部次長 雲川 徹	総務部次長 松下 照夫	寝屋川消防署副署長 三堀 栄
	警防部長 仙田 恵造		警防部次長 三田 悟	枚方東消防署副署長 山本 凡雄	企画財政課長 藤中 明広
委員	枚方消防署長 中山 和男	部会員	枚方消防署副署長 佐々木 浩		予防課長 岡本 治康
	枚方東消防署長 松岡 柁夫		枚方東消防署副署長 山本 凡雄	枚方消防署副署長 佐々木 浩	枚方消防署副署長 佐々木 浩
	寝屋川消防署長 谷野 賢二		寝屋川消防署副署長 三堀 栄	寝屋川消防署副署長 三堀 栄	枚方東消防署副署長 山本 凡雄
	総務部参事 弓指 雄作		指令課長(次長級) 寺北 泰男	総務課長 山代 次夫	予防課主幹 東口 敏巳
	警防部参事 山中 公一		総務課長 山代 次夫	企画財政課長 藤中 明広	枚方消防署予防課長 松井 孝史
	総務部次長 雲川 徹		企画財政課長 藤中 明広	人事課長 宮崎 洋道	枚方東消防署予防課長 岡市 茂明
	総務部次長 松下 照夫		人事課長 宮崎 洋道	予防課長 岡本 治康	寝屋川消防署予防課長 角城 正道
	警防部次長 三田 悟		警防課長 荒木 秀隆		
	指令課長(次長級) 寺北 泰男		救急課長 吉川 文朗		
	枚方消防署副署長 佐々木 浩		予防課長 岡本 治康		
	枚方東消防署副署長 山本 凡雄				
寝屋川消防署副署長 三堀 栄					

消防経営改革推進本部の会議開催日

回 数	開催日時	回 数	開催日時	回 数	開催日時
第 1回目	平成18年 9月28日	第 2回目	平成18年10月12日	第 3回目	平成18年10月26日
第 4回目	平成18年11月27日	第 5回目	平成18年12月14日	第 6回目	平成19年 1月11日
第 7回目	平成19年 1月31日	第 8回目	平成19年 2月 8日	第 9回目	平成19年 2月26日
第10回目	平成19年 3月 8日				

(参考資料)

行政改革推進委員会の構成委員及び会議開催日は、次のとおりです。

行政改革推進委員会名簿

構 成	職 名	氏 名
委 員 長	消 防 長	中 口 武
副 委 員 長	消 防 次 長 (総務担当)	永 田 登
委 員	枚方市 危機管理部長	田 淵 哲 夫
	枚方市 企画財政部長	井 原 基 次
	寝屋川市 理事兼人・ふれあい部部長	近 藤 輝 治
	寝屋川市 理事兼財務部長	喜 多 薫
	寝屋川市 理事兼経営企画部長	原 田 立 雄 (第 1 回)
	寝屋川市 経営企画部長	林 和 廣 (第 2 回以降)
	消 防 次 長 (警防担当)	中 山 和 男
	総 務 部 長	仙 田 恵 造
	警 防 部 長	谷 野 賢 二
	枚 方 消 防 署 長	佐 々 木 浩
	枚 方 東 消 防 署 長	折 田 正 信
	寝 屋 川 消 防 署 長	松 岡 柁 夫

行政改革推進委員会の開催日

回 数	開 催 日 時	回 数	開 催 日 時	回 数	開 催 日 時
第 1 回	平成 19 年 9 月 27 日	第 2 回	平成 19 年 10 月 10 日	第 3 回	平成 19 年 10 月 31 日